

## 第4章 各段階における対策

### 1 未発生期

<状態>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられない状況

<目的>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

<対策の考え方>

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、体制の構築等の事前準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) 情報提供・共有

日頃から、鳥インフルエンザ等の人への感染状況、感染地域、病原性などに注視する必要があり、状況が急変した場合は、庁内、関係機関等に周知を図るほか、協議を行い必要な対策の準備を加速させる。

○発生前から、国や都などが発信する情報を入手することに努め、庁内や関係機関との情報共有を図るとともに、必要に応じて市民へ周知する。【総務部、福祉健康部、行政経営部、関係各部】

○市民へ、新型インフルエンザ等についての正しい知識と予防方法について周知するとともに、日頃の食事、休養、喫煙などの生活習慣の改善が重症化予防につながることに周知する。【福祉健康部】

○新型インフルエンザ等の発生後、国からコールセンター等の設置について要請されることとなっていることから、要請があった場合、速やかに対応できるよう相談体制及び相談方法について検討しておく。【福祉健康部】

#### (2) 感染拡大防止

患者数のピークをできるだけ遅く少なく抑えるためには、一人ひとりのとる予防行動

が習慣化されることが重要となるため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、予防方法について広く周知しておく。

- 新型インフルエンザ等の発生に備えて、市民や職員等に対し、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、手洗い，うがい，マスクの着用，人混みを避ける等の個人でできる基本的な感染防止対策について普及啓発を行う。
- また，日頃から食事，休養，喫煙などの生活習慣を改善し，感染に対する抵抗力をつけておくことが重症化予防のために大切であることについて，生活習慣病予防の取組と併せて普及啓発する。

### (3) 予防接種

市が主体となって実施することとされている，新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員を対象とした特定接種，及び市民を対象とした住民接種について，政府対策本部による実施の決定後，速やかに接種を開始できるよう，接種体制について調布市医師会の協力を得て検討し構築しておく。

#### <特定接種>（特措法第28条）

- 国が実施する登録事業者の登録業務について，必要に応じて協力する。【福祉健康部】
- 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体が，特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には，必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。【福祉健康部】
- 新型インフルエンザ等対策に従事する市職員に対する特定接種について，接種体制を構築する。【総務部】

#### <住民接種>（特措法第46条，予防接種法第6条第1項又は第3項）

- 国，都及び関係機関と連携し，市民に対して公平かつ速やかにワクチンを接種することができるよう，被接種者数を把握のうえ，医療従事者等，接種場所，接種に要する器具，市民への周知等について調布市医師会をはじめ関係機関と協議を行い，円滑な接種体制を構築し接種マニュアルを整備する。【福祉健康部】

### (4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

- 独居高齢者，障害者等の要援護者への生活支援（見回り，介護，食事の提供等），搬送，死亡時の対応等について，要援護者の把握とともにその具体的対応を決めておく。【福祉健康部】
- 周辺地域の火葬場の火葬能力について把握し，一時的に遺体を安置できる施設等についての検討を行い，火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【福祉健康

部】

- 特措法第9条で規定する，指定公共機関，指定地方公共機関が作成する業務計画の把握。【総務部，福祉健康部】
- 市民の生命及び健康を守り，市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続するため，事業継続計画を整備する。【関係各部】
- 新型インフルエンザ等の流行により，食料品・生活必需品の生産や物流が停滞することが想定されていることから，発生前の段階から市民に備蓄を呼びかける。【総務部】
- 生産，物流等の停滞により，市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保，配布等の方法について検討しておく。【総務部】
- 新型インフルエンザ等の発生により，品薄となることが想定できる食料，マスク，予防接種用器材等について備蓄しておく。【関係部】

## 2 海外発生期

### <状態>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては，発生国・地域が限定的な場合，流行が複数の国・地域に拡大している場合等，様々な状況

### <目的>

- 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ，都（市）内発生が遅延と早期発見に努める。
- 都（市）内発生に備えて体制の整備を行う。

### <対策の考え方>

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが，病原性・感染力等が高い場合を想定しておく。
- 対策の判断に役立てるため，海外での発生状況，新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに，都（市）内発生に備え，都（市）内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い，医療機関等や事業者及び市民に準備を促す。
- 市民生活及び経済活動の安定のための準備，特定接種の実施及び協力等，都（市）内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (1) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生当初は臨床データも少ないことから，感染力や病原性等の特徴について，統計学的な傾向を正確につかむことが困難であり，これにより，様々な憶測が飛び交い市民不安が高まることが想定される。

市は，国，都等からの情報に基づき，市民に対し正確な情報の発信に積極的に努める。

- 国からの要請に基づき，市民からの一般的な問い合わせに対応できる電話等による相談窓口を設け適切な情報提供を行う。【福祉健康部】
- 国や都などが発信する情報を入手することに努め，庁内や関係機関との情報共有を図る。【総務部，福祉健康部，関係各部】
- 国及び都が発信する情報に基づき，市ホームページ，市報，FM，メール，相談窓口等を通して，海外での発生状況，発症した場合の医療機関の受診方法等に関する

情報の提供に努める。【福祉健康部，行政経営部】

- 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても，受取手に応じた情報提供手段を講じる。【関係各部】

## (2) 感染拡大防止

国内での発生をできるだけ遅らせるため，国が中心となって空港や港の検疫等を行っている段階で，市は，近い将来，渡航者等を通じて発生地域から国内にウイルスが侵入することを想定して，広く市民，事業者には注意を促し感染防止対策を呼びかける。

- 国内での発生に備えて，広く市民に対して，手洗い，うがい，マスクの着用，咳エチケット，人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及啓発を行うとともに実践を呼びかける。【福祉健康部】
- 国内での発生に備えて，事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策の準備と実践を呼びかける。【福祉健康部】
- 入所，通所等の施設は，感染予防策について準備を行うとともに施設内集団感染を防止するため，この時期から患者が発生した場合の臨時休業等の対応について検討しておく。【子ども生活部，福祉健康部，教育部】
- 発生国及び発生国周辺地域への渡航を自粛するよう呼びかける。【福祉健康部】
- 発生国及び発生国周辺地域に家族や従業員が渡航している場合，帰国後の本人の健康状態や家族の感染予防について，特に注意を払うことを呼びかける。【福祉健康部】

## (3) 予防接種

### <特定接種>

- 国の実施の決定に基づき，新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対して，集団的な接種を行うことを基本として，本人の同意を得たうえで特定接種を行う。【総務部】

### <住民接種>

- 事前に取り決めた接種マニュアルに基づき，円滑に住民接種が実施できるよう医師会をはじめ関係機関と協議を行い，接種体制の構築について具体的な準備を開始する。必要に応じて国や都に技術的支援を要請する。【福祉健康部】

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

- 独居高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都内感染期に備えた準備を行う。【福祉健康部】
- 食料品・生活必需品の供給状況及び消費活動の動向を把握し、必要に応じて、価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な行動を呼びかける。【生活文化スポーツ部】
- 生産、物流等の停滞により、市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保、配布等の方法について決定し準備しておく。【総務部】
- 臨時遺体安置所の設置に必要な準備をする。【福祉健康部】
- 市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続するため、事業継続計画の点検作業を行い、必要に応じ修正を行う。【関係各部】

### 3 国内発生早期（都内未発生期）

<状態>

○都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<目的>

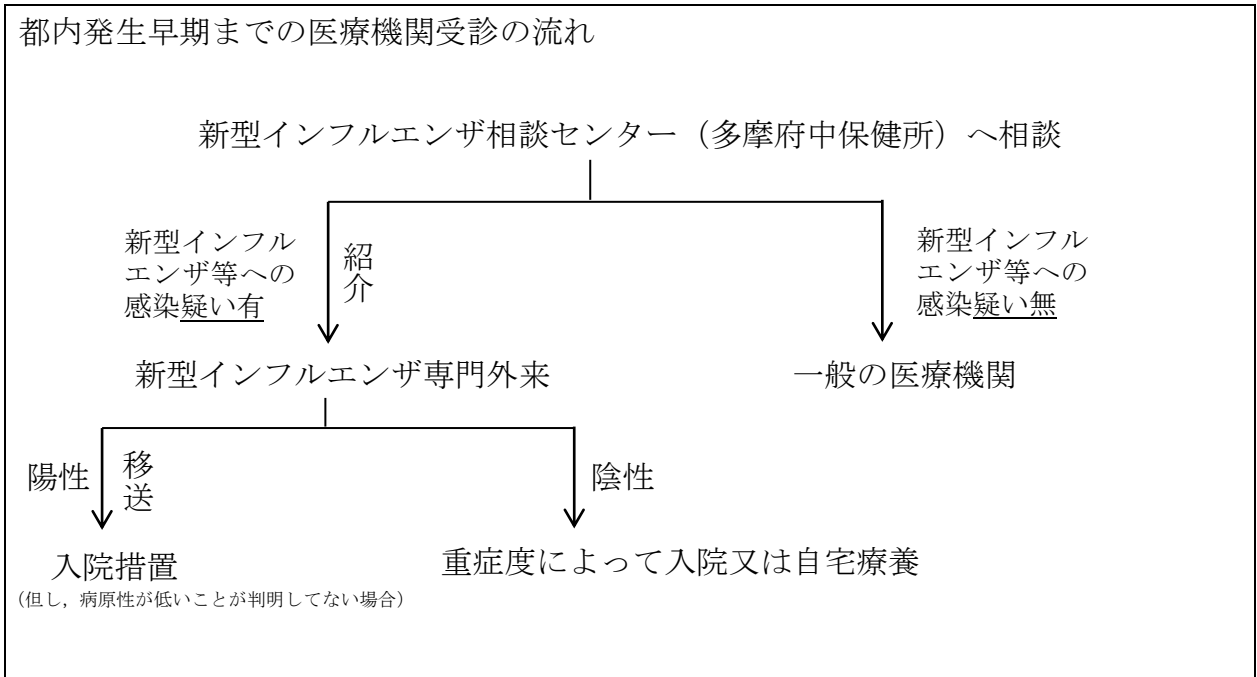
- 都（市）内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 発生道府県における情報収集を行う。

<対策の考え方>

- 都（市）内での発生に備え、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

#### (1) 情報提供・共有

- 引き続き、相談窓口等により国から配布されるQ&Aを活用するなどして、市民からの相談等に対応し適切な情報提供に努める。【福祉健康部】
- 国や都などが発信する情報を入手することに努め、庁内や関係機関との情報共有を図る。【総務部，福祉健康部，関係各部】
- 国及び都が発信する情報に基づき，市ホームページ，市報，FM，メール，相談窓口等を通して国内での発生状況，発症した場合の医療機関の受診方法等について市民へ周知する。【福祉健康部，行政経営部】



- 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。【関係各部】
- 新型インフルエンザ等が市内で発生した場合における記者発表にあたっては、政府対策本部及び厚生労働省や都と情報を共有するとともに、発表の方法等については、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。【福祉健康部，行政経営部】
- 市対策本部の設置に備え、市対策本部の専用メールアドレスを設定するなどして、適切な情報の管理及び情報の一元化を図る。【総務部】

## (2) 感染拡大防止

地域での発生が予想される中、市民に対しては、一人ひとりの基本的な感染防止策の徹底を呼びかけるとともに、事業者に対しては、予測される流行に対する備えと感染拡大防止対策への協力について呼びかけを行う。

- 都内での発生に備えて、手洗い，うがい，マスクの着用，咳エチケット，人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。【福祉健康部】
- 症状がある場合は、仕事等は休み，直ちに新型インフルエンザ相談センターに相談するよう周知する。【福祉健康部】
- 都内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策を実施するよう呼びかけを行う。【福祉健康部】
- 入所，通所施設等は、児童等をはじめ施設利用者に対して手洗い，うがい等を徹底させるとともに、一人ひとりの健康管理を強化する。また、施設内集団感染を



防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応について決めておく。【子ども生活部，福祉健康部，教育部】

○集会、催物等の主催者に対し、中止や延期も視野に入れた検討を行うよう呼びかける。【総務部】

○発生地域への旅行を自粛するよう要請する。【福祉健康部】

○発生地域に家族や従業員が出張等している場合、家族や事業主に対し、本人が帰京後の本人の健康状態や家族の感染予防について特に注意を払うことを呼びかける。【福祉健康部】

### (3) 予防接種

#### <特定接種>

○特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員について、対象職員への接種が完了するまで、引き続き、国、都及び調布市医師会と連携し接種を継続する。【総務部】

#### <住民接種>

##### ア 緊急事態宣言が行われていない場合

○ワクチンの供給が可能になり次第、速やかに市民を対象に住民接種（予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種）が実施できるよう、関係機関の協力を得て接種マニュアルに基づき準備を進めるとともに、市民に住民接種に関する必要な情報を積極的に提供する。【福祉健康部】

##### イ 緊急事態宣言が行われた場合

○政府対策本部の基本的対処方針の変更を踏まえ、ワクチンの供給が可能になり次第、速やかに特措法第46条で規定する予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を実施できるよう、関係機関の協力を得て接種マニュアルに基づき準備を進める。【福祉健康部】

○病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う予防接種のため、広報にあたっては以下の点に留意する。【福祉健康部，行政経営部】

- ・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えるとともに、接種順位について理解を依頼する。
- ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに分かりやすく伝える
- ・具体的な接種スケジュールや接種場所・方法等の周知を行う。

### (4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給，独居高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処

理等について，市内での発生，流行に備えた準備を行う。

- 独居高齢者や障害者等の要援護者への生活支援（見回り，介護，食事の提供等），搬送，死亡時の対応等について，都内感染期に備えた準備を行う。【福祉健康部】
- 食料品・生活必需品の価格高騰や，買占め及び売惜しみが生じないように，消費者や事業者の動向を把握し，必要に応じて適切な行動を呼びかける。【生活文化スポーツ部】
- 生産，物流等の停滞により，市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保，配布等について準備を進める。【総務部】
- ごみ処理等について都内感染期に備えた準備を行う。【環境部】
- 引き続き，臨時遺体安置所の設置及び運営に備えた準備を進める。【福祉健康部】
- 市民の生命及び健康を守り，市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続するため，実際に事業継続計画を実施するための最終点検を行う。【関係各部】

## 4 都内発生早期

### <状態>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### <目的>

- 都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供できるよう、都の対策に協力する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### <対策の考え方>

- 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都（市）内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 症状や治療に関する臨床情報をできるだけ集約し市民等へ提供する。
- 都内感染期への移行に備えて、都が行う医療体制の確保に協力するとともに、市民生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は速やかに実施する。

### (1) 情報提供・共有

- 引き続き、相談窓口等により国から配布されるQ&A等を活用のうえ、市民からの相談等に対応し適切な情報提供に努める。【福祉健康部】
- 国や都などが発信する情報を入手することに努め、庁内や関係機関との情報共有を図る。【総務部、福祉健康部、関係各部】
- 国及び都が発信する情報に基づき、市ホームページ、市報、FM、メール、相談窓口等を通して、新型インフルエンザ等の都内での発生状況、ウイルスの病原性、症例等について市民へ周知する。【福祉健康部、行政経営部】
- 情報の入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。【関係各部】
- 新型インフルエンザ等が市内で発生した場合における記者発表にあたっては、政府対策本部及び厚生労働省や都と情報を共有するとともに、発表の方法等については、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きない

よう十分留意する。【福祉健康部，行政経営部】

○感染疑いの症状があった場合は，直接医療機関へ行くことがないよう，市民へ医療機関の受診方法について周知する。【福祉健康部，行政経営部】

## (2) 感染拡大防止

地域で感染が発生した場合は，感染が拡大する前の早い段階で策を講じ，ウイルスを家族内，集団内など，できるだけ小さい集団の範囲内で封じ込めることが重要である。

不特定多数が集まる集会や催物については，集団感染の原因となるリスクが高いだけでなく，感染者が出た場合の感染元や感染先の追跡が困難となり，その後の感染拡大の原因となりやすいことから，主催者へ中止や延期について呼びかけを行う必要がある。

○手洗い，うがい，マスクの着用，咳エチケット，人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて呼びかけを強化する。【福祉健康部】

○症状がある場合は，直ちに新型インフルエンザ相談センターで相談を受けるように呼びかける。【福祉健康部】

○事業者に対し，従業員の健康管理や自施設の感染予防策を強化するよう呼びかける。【福祉健康部】

○入所，通所等の施設は，施設及び施設利用者に対する感染防止対策を強化徹底するとともに，集団感染を防止するため患者が発生した場合には早期に臨時休業等を実施する。【子ども生活部，福祉健康部，教育部】

○集会，催物等の主催者へ中止や延期を呼びかける。【総務部】

○市民に対し不要不急の外出自粛を呼びかける。【総務部】

○市民，事業者に対し，人混みを避けるため，徒歩や自転車等による移動を推奨する。【福祉健康部】

## (3) 予防接種

接種マニュアルに基づき，円滑に住民接種が実施できるよう引き続き準備を進め，ワクチン供給が可能になり次第，速やかに住民接種を開始する。

### ア 緊急事態宣言が行われていない場合

○ワクチン供給が始まり次第，接種マニュアルに基づき早期に予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。【福祉健康部】

イ 緊急事態宣言が行われた場合

○政府による基本的対処方針の変更を踏まえ、ワクチン供給が始まり次第、接種マニュアルに基づき特措法第46条で規定する予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を実施する。【福祉健康部】

○病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う予防接種のため、広報にあたっては、以下の点に留意する。【福祉健康部、行政経営部】

- ・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えるとともに、接種順位について理解を依頼する。
- ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに分かりやすく伝える
- ・具体的な接種スケジュールや接種場所・方法等の周知を行う。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、独居高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、市内での流行時に備えた準備を行う。

○引き続き、食料品・生活必需品の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。【生活文化スポーツ部】

○引き続き、生産、物流等の停滞により、市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保、配布等の方法について準備を進める。【総務部】

○事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保する。【生活文化スポーツ部】

○独居高齢者や障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都内感染期に備えた最終点検を行い必要に応じ支援を開始する。【福祉健康部】

○ごみ処理等について都内感染期に備えた準備を行う。【環境部】

○引き続き、臨時遺体安置所の設置及び運営に備えた準備を進める。【福祉健康部】

○市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続できるよう、職員の出勤率に注意を払いながら、必要に応じ事業継続計画を実施する。【関係各部】

## 5 都内感染期

### <状態>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延，患者の減少に至る時期を含む。）

### <目的>

- 医療体制を維持できるよう，都の対策に協力する。
- 健康被害を最小限に抑える。
- 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

### <対策の考え方>

- 医療体制や感染拡大防止策，ワクチン接種，社会・経済活動の状況等について周知し，市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう，積極的な情報提供を行う。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして，医療体制への負荷を軽減するとともに，都が行う医療体制の維持に協力する。
- 住民接種の実施に全力を尽くし，もって，医療機関の受診患者数を減少させ，入院患者数や重症者数を抑え，医療体制への負荷を軽減する。
- 欠勤者の増大による市民生活・経済活動への様々な影響に対し適切な措置を講じる。
- 状況の進展に応じて，必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 情報提供・共有

- 引き続き，相談窓口等で国から配布されるQ&Aを活用のうえ対応し，適切な情報提供に努める。【福祉健康部】
- 国や都などが発信する情報を入手することに努めるとともに，庁内や関係機関との情報共有を図る。【総務部，福祉健康部，関係各部】
- 国及び都が発信する情報に基づき，市ホームページ，市報，FM，メール，相談窓口等を通して，新型インフルエンザ等の都内及び市内での発生状況，ウイルスの病原性，症例等について市民へ周知する。【福祉健康部，行政経営部】
- 情報の入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても，受取手に応じた情報提供手段を講じる。【関係各部】
- この時期から，新型インフルエンザ等の患者の外来診療については，原則として，かかりつけ医が対応することとなるため，市民へ診療体制の変更について周知する。【福祉健康部，行政経営部】

## (2) 感染拡大防止

患者が急増し医療機関へ負荷がかかる中、必要な医療を受けることができない人を出さぬよう、地域全体で医療機関への負荷を軽減させる行動が求められる時期である。

各々が、「一人ひとりが感染しないこと」、「他人へうつさないこと」、「感染する機会を減らすこと」といった考え方に立ち、市としては、一人ひとりの基本的な感染防止対策の強化及び徹底について理解と協力を呼びかけるとともに、人と人の接触をできる限り減らすため、不要不急の外出自粛、集会やイベントの中止・延期、不急業務の縮小・延期・休止、徒歩や自転車等による移動を促すなどの取組を行う。

なお、政府により都内を対象区域として緊急事態宣言が行われた場合は、都知事が外出自粛や施設の使用制限について要請や指示の措置を講ずる場合がある。

- 引き続き、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて強く呼びかける。【福祉健康部】
- 症状がある場合は、学校や仕事等は休み、早期に医療機関を受診するよう呼びかける。【福祉健康部】
- 事業者に対し、従業員の健康管理を強化し、発熱等の症状がある者に対しては医療機関を受診させるとともに、治癒するまで出勤させないなどの措置をとるほか、施設利用者の動線、咳エチケット、その他衛生管理上の施設内感染予防策を強化徹底するよう強く呼びかける。【福祉健康部】
- 入所、通所等の施設は、施設及び施設利用者に対する感染防止対策を強化徹底するとともに、施設内集団感染を防止するため患者が発生した場合は臨時休業等の措置を積極的に実施する。【子ども生活部、福祉健康部、教育部】
- 集会、催物等の主催者へ中止や延期の呼びかけを強化する。【総務部】
- 市民に対し不要不急の外出自粛の呼びかけを強化する。【総務部】
- 市民、事業者に対し、人混みを避けるため、徒歩や自転車による移動の呼びかけを強化する。【福祉健康部】
- 緊急事態宣言下で、都知事が外出自粛や施設の使用制限の要請等の措置を講じた場合は、都に協力して同様の要請を行う。【総務部】
- 市への各種申請等手続きについては、可能な限り郵送による方法を認めるとともに、郵送による方法を積極的に促し、利用者の外出機会を減らすことにより感染機会を減らすことに配慮する。【関係各部】

## (3) 予防接種

接種マニュアルに基づき、ワクチン供給が可能になり次第、関係機関の協力を得て住民接種を実施する。

### ア 緊急事態宣言が行われていない場合

○ワクチン供給が始まり次第、接種マニュアルに基づき早期に予防接種法第6条

第3項に基づく新臨時接種を実施する。【福祉健康部】

イ 緊急事態宣言が行われた場合

- 政府による基本的対処方針の変更を踏まえ、ワクチン供給が始まり次第、接種マニュアルに基づき特措法第46条で規定する予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を実施する。【福祉健康部】
- 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う予防接種のため、広報にあたっては、以下の点について留意する。【福祉健康部，行政経営部】
  - ・接種の目的や優先接種の意義等を分りやすく伝えるとともに、接種順位について理解を依頼する。
  - ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分りやすく伝える
  - ・具体的な接種スケジュールや接種場所・方法等の周知を行う。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、独居高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について対応する。

ア 消費生活・市域経済の安定

- 緊急事態宣言下で、食料品・生活必需品の価格高騰や供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、特措法第59条に基づき適切な措置を講じる。【生活文化スポーツ部】
- 生産、物流等の停滞により、食料品等が不足し入手が困難となり市民生活に支障が生じるような事態となった場合は、食料品等について確保し、配布等を実施する。【総務部】
- ライフライン、公共交通機関等の事業者に対し事業継続を要請する。【総務部】
- 引き続き、事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行う。【生活文化スポーツ部】

イ 生活支援

- 家族が同居していない又は近くに居ないなどの理由により、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活を送ることができない独居高齢者や障害者等の要援護者に対して、生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、関係団体の協力を得ながら行う。【福祉健康部】
- 地域住民団体、ボランティア等に、独居高齢者や障害者等の要援護者への支援について協力依頼する。【福祉健康部】
- 高齢者や障害者等の生活を支える介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等



に対し事業継続を要請する。【福祉健康部】

ウ ごみ処理

- 公衆衛生上の観点から、ごみ収集業務を継続するとともに、ふじみ衛生組合にごみ処理業務の継続を要請する。【環境部】
- ごみ収集または処理能力が低下し、平常時と同様の処理が困難となる場合、ごみの収集回数等について見直しを行い、市民及び事業者へごみの排出抑制について協力依頼する。【環境部】

エ 下水道業務

- 都と連携し下水道事業が停止することのないよう業務の継続を図る。【環境部】

オ 遺体に対する対応

- 都の火葬体制を踏まえ、近隣市、事業者等と連携し域内における火葬が適切に実施できるよう調整を行う。【福祉健康部】
- 死亡者が増加し、火葬場の能力の限界を超えることが明らかになった場合は、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。【福祉健康部】
- 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。【福祉健康部】
- 公衆衛生上の危害を防止するため、特措法に基づき、埋火葬の許可の手続きに関する特例措置が講じられた場合は、当該特例に基づいた対応を行う。【市民部】

カ 行政手続き、市役所機能の維持

- 各種申請・更新等の手続きについて申請期限等の延長について検討し、可能な限り市民が外出しなくてもすむような措置を講じる。【関係各部】
- 市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続できるよう、職員の出勤率に注意を払いながら、必要に応じ事業継続計画を実施する。【関係各部】

キ 地域医療

- 新型インフルエンザ等の患者の増加に対応するため、調布市医師会と連携し、休日診療及び休日夜間急患診療等の維持に努める。【福祉健康部】
- 地域における診療体制を、調布市医師会及び都と連携しながら調整を図る。【福祉健康部】

## 6 小康期

### <状態>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

### <目的>

- 市民生活及び市民経済の回復を図り、次の流行に備える。

### <対策の考え方>

- 次の流行に備えるため、これまでの対策の評価を行うとともに、社会・経済活動の回復を図る。
- 次の流行の可能性や備えの必要性について市民に情報提供する。
- 情報収集の継続により、次の流行の早期探知に努める。
- 未接種者に対する住民接種を進める。
- 次の流行に備えるため、対策に必要となる物資等を補充するなど体制を整え直す。

### (1) 情報提供・共有

#### ○相談窓口の縮小

国からの要請に基づいて、状況を見ながら相談窓口の体制を縮小する。【福祉健康部】

- 引き続き、国及び都が発信する情報を入手し、第一波の状況と第二波以降の流行の可能性や備えについて情報提供を行う。【総務部、福祉健康部、行政経営部、関係各部】

### (2) 感染拡大防止

市内及び近隣地域の流行状況を見ながら、一旦、感染拡大防止策を緩和するものの、第一波の教訓を踏まえ、第二波以降の流行に備える。

- 次の流行に備え、引き続き、基本的な感染予防策の継続について呼びかけを行う。【福祉健康部】

### (3) 予防接種

- 次の流行に備え、住民接種の未接種者に対し接種を勧奨する。【福祉健康部】

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

○市民に平常時の生活への回復を呼びかける。【総務部】

○次の流行に備え、市民に食料品等の備蓄を呼びかける。【総務部】

○次の流行に備え、対策に必要となる物資等を補充するなど体制を整え直す。【関係各部】

# 発生段階別の主な対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期(都内未発生期)	都内発生早期	都内感染期	小康期
実施体制			●対策本部設置 (政府の緊急事態宣言前でも状況によって設置する) ※政府の緊急事態宣言後は必須		●事業継続計画の実施	廃止
情報提供	●国、都などの情報入手 ●庁内、関係機関との情報共有  ●発生後の相談窓口について検討	●国、都などの情報入手、情報提供  相談窓口の設置 ●発生状況、医療機関受診方法等の情報提供  ●症状がある場合の医療機関の受診方法の周知(新型インフルエンザ相談センターについて等)	相談窓口等による相談	●実施予定の対策について周知  発生状況、病原性、症例等の情報提供	受診方法変更の周知	相談窓口の縮小
感染拡大防止	●基礎知識、感染防止策について普及啓発	●入所、通所施設の感染予防策の準備  ●臨時休業等の対応(検討)  普及啓発と実践の呼びかけ  ●発生地域へ旅行自粛の呼びかけ  ●発生地域からの帰京者等へ注意の呼びかけ	●集会、催物等の中止や延期の検討を呼びかける  児童等をはじめ施設利用者の手洗い、うがい等の徹底及び健康管理の強化  徹底の呼びかけ	中止・延期の呼びかけ  ●不要不急の外出自粛を呼びかける  強化徹底  患者が発生した場合は早期に臨時休業等を実施  徹底の呼びかけ強化  ●徒歩、自転車による移動の推奨	呼びかけ強化  呼びかけ強化  ●緊急事態宣言下で、特措法に基づき都が外出自粛要請、施設の使用制限の要請等の措置を講じた場合は、都に協力  ●事業者へ発熱のある者は出勤させない等の措置をとり施設内感染予防策を強化徹底するよう呼びかける	第二波に備え継続した呼びかけ
予防接種	●新型インフルエンザ等対策に従事する市職員に対する特定接種の実施体制を構築  ●住民接種の接種体制(医療従事者、接種場所、接種に要する器具、市民への周知等)について調布市医師会をはじめ関係機関と協議を行い、円滑な接種体制を構築  ●特定接種について、国が実施する登録事業者の登録業務について必要に応じ協力 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体が集団的接種体制の構築が困難な場合は、必要に応じ協力	特定接種の実施	接種が完了するまで継続  具体的準備	ワクチン供給が始まり次第、住民接種実施 <緊急事態宣言下でない場合> 新臨時接種 <緊急事態宣言下> 特措法第46条で規定する予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種		流行の第二波に備え未接種者への接種を勧奨
市民生活及び経済活動の安定の確保	●指定公共機関、指定地方公共機関が作成する業務計画の把握(特措法第9条) ●生産、物流等の停滞により、市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保、配布等の方法について検討 ●食料品・生活必需品の備蓄について市民に呼びかける  ●独居高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について検討  ●一時的に遺体を安置できる施設等について検討し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する	準備  ●食料品・生活必需品の価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける  準備  準備		●事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保  最終点検と必要に応じた支援	ライフライン、公共交通機関等に対し事業継続を要請  配布等の実施  相談対応  ●墓地、埋葬等に関する法律のの特例への対応  関係団体の協力を得ながら支援  ●介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に対し事業継続を要請 → 臨時遺体安置所の設置 ●近隣市、事業者等と連携し域内における火葬が適切に実施できるよう調整 ●休日診療及び休日夜間急患診療の維持に努める ●診療体制について調布市医師会及び都と連携し調整を図る ごみ収集業務の継続、ふじみ衛生組合にごみ処理業務の継続要請 ●ごみの排出抑制について協力依頼	●平常時の生活へ回復を呼びかける ●第二波に備え、食料品・生活必需品の備蓄について市民に呼びかける